## 「計画策定等」に係る提案に対する構成員の指摘【概要】



資料3

## <総論>

- ▶ 計画策定等の義務付けの見直しについては、全国知事会においてワーキングチームが設置され検討が行われるなど、地方側においても強い問題意識が持たれている。また、国会においても質疑が繰り返されるなど、強い問題意識が持たれている。このことを踏まえ、地方分権改革有識者会議において調査を行った結果、法定された条項数は過去10年間で約1.5倍に増加していることが明らかとなった。
- ▶ 各制度の所管府省が、所掌事務について全国的に推進する目的で法定計画の義務付け等を行うことは、問題意識としては理解できるものの、政府全体としてみれば、自治体に大きな負担を強いており、本来注力すべき総合調整業務や個別施策の実施といった総合行政の機能を著しく損ねている。
- ▶ 特に各府省の業務は、都道府県では「部」に、市町村では「課」に相当する組織において担われており、 各府省による新たな義務付け等の創設は、いわば「逆三角形の構造」で現場の負担を増すこととなっ ていることに留意すべきである。
- > 以上から、計画策定等の義務付けに関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いた だきたい。

## 「計画策定等」に係る提案に対する構成員の指摘【概要】②

## <その他主な検討の視点>

- ▶ 計画策定が法令において「努力義務」として規定されていたとしても、住民への説明責任を負う地方公共団体にとっては、その規定自体が策定への強い圧力となっている。このような計画策定規定については、「(国の計画又は都道府県の計画を踏まえて)○○計画を策定できる」とする規定に改めることを検討すべきではないか。
- ▶ 施策を推進する目的に対し、計画策定という手法に限定する必要はないのではないか。
- ▶ 計画策定の期間として、策定作業に要する期間やPDCAサイクルを考えると、3年という期間は短す ぎるのではないか。
- ▶ 記載事項が重複する同一分野の複数の計画について、一つの計画の中に全ての項目を記載可能とすべきではないか。
- ▶ 都道府県計画を参考に市町村計画を策定する制度設計は、条項上は計画策定が任意だとしても、 都道府県への実質的な義務付けにあたるのではないか。
- ▶ 財政支援に紐付く計画について、状況が変わるごとに変更の手続を必要とするのではなく、補助金適正化法による対応で足りるのではないか。